

検討部会における主な検討事項（案）について

1 手話に関する法律や条例の制定状況

条例は、制定した地方自治体の区域内で有効な法の一つです。

市が制定する条例以外に、国が制定する法令や都道府県が制定する条例があります。

これらの法令や条例との関係を整理しながら（仮称）町田市手話言語条例を制定する必要があることから、手話に関する法律や条例の制定状況を確認します。

2006 年	国連総会で障害者権利条約が採択	手話が言語であると明記されました。
2011 年	改正障害者基本法が成立	言語に手話を含むことが明記されました。
2013 年	障害者差別解消法が成立	障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、合理的の提供を義務づけ。
	鳥取県で日本初の手話言語条例が成立	全国に手話言語条例が普及する契機となる*
2014 年	市町村手話言語条例モデル案 公表	
2022 年	東京都手話言語条例 施行	手話の理解と普及の促進に係る都の責務や必要な施策の推進等について規定。
2025 年	手話施策推進法 施行	手話が重要な意思疎通の手段であること、手話を習得・使用するための環境整備を推進すること等が定められた。

※2025 年 11 月 30 日時点で、41 都道府県 572 区市町村が手話言語条例を制定
(一般財団法人全日本ろうあ連盟調べ)

2 主な検討事項

事務局において、手話施策推進法（参考資料 2）、東京都手話言語条例（参考資料 3）、市町村手話言語条例モデル案（参考資料 4・5）の条文を比較いたしました。

（仮称）町田市手話言語条例を条文として具体化するうえでの主な検討事項について、下記の 4 項目を提案いたします。

①前文・目的 ・基本理念	条例制定の背景や理由を表す前文、条例制定の目的と、条例によって実現したい地域社会の基本理念を検討します。
②市の責務	条例の目的・基本理念を実現するうえでの市の責務を検討します。
③市民の役割 (または責務)	条例の目的、基本理念を実現するうえでの市民、手話を必要とする聴覚障がいのある方、事業者の役割（または責務）を検討します。
④施策	条例の目的・基本理念を実現し、手話に対する理解促進や使用しやすい環境整備等を進めるために必要となる施策を検討します。